

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項および第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。